

## 監査基準（抄） 新旧対照表

現 行	改訂案
<p><b>第一 監査の目的</b> （略）</p> <p><b>第二 一般基準</b> （略）</p> <p><b>第三 実施基準</b></p> <p>一 <b>基本原則</b> （略）</p> <p>二 <b>監査計画の策定</b></p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 監査人は、財務諸表項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</p> <p>5 監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。</p>	<p><b>第一 監査の目的</b> （略）</p> <p><b>第二 一般基準</b> （略）</p> <p><b>第三 実施基準</b></p> <p>一 <b>基本原則</b> （略）</p> <p>二 <b>監査計画の策定</b></p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>監査人は、財務諸表項目に関連した重要な虚偽表示のリスクの評価に当たっては、固有リスク及び統制リスクを分けて評価しなければならない。固有リスクについては、重要な虚偽の表示がもたらされる要因を勘案し、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の影響を組み合わせる評価しなければならない。</u>また、監査人は、財務諸表項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</p> <p>5 <u>監査人は、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の金額的及び質的影響の双方を考慮して、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価した場合には、そのリスクを特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない。</u>特に、監査人は、会計上の見積りや収益認識等の</p>

6～8 (略)

### 三 監査の実施

1・2 (略)

3 監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施し、また、必要に応じて、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。

4 (略)

5 監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経営者が行った見積りの方法の評価、その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

6～9 (略)

### 四 他の監査人等の利用 (略)

## 第四 報告基準

一 基本原則 (略)

二 監査報告書の記載区分

判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。

6～8 (略)

### 三 監査の実施

1・2 (略)

3 監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施し、また、内部統制の整備状況を調査し、必要に応じて、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。

4 (略)

5 監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経営者が行った見積りの方法（経営者が採用した手法並びにそれに用いられた仮定及びデータを含む。）の評価、その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

6～9 (略)

### 四 他の監査人等の利用 (略)

## 第四 報告基準

一 基本原則 (略)

二 監査報告書の記載区分

1 (略)

2 監査人は、次に掲げる事項を監査報告書に記載するに当たっては、別に区分を設けて、意見の表明とは明確に区別しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

三～七 (略)

(新設)

## 八 追記情報

監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明すること

1 (略)

2 監査人は、次に掲げる事項を監査報告書に記載するに当たっては、別に区分を設けて、意見の表明とは明確に区別しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容(以下「その他の記載内容」という。)に関する事項

(4) (略)

三～七 (略)

## 八 その他の記載内容

1 監査人は、その他の記載内容を通読し、当該その他の記載内容と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討しなければならない。また、監査人は、通読及び検討に当たって、財務諸表や監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容についても、重要な誤りの兆候に注意を払わなければならない。

2 監査人は、その他の記載内容に関して、その範囲、経営者及び監査役等の責任、監査人は意見を表明するものではない旨、監査人の責任及び報告すべき事項の有無並びに報告すべき事項がある場合はその内容を監査報告書に記載しなければならない。ただし、財務諸表に対する意見を表明しない場合には記載しないものとする。

## 九 追記情報

監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明すること

<p>が適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、 情報として追記するものとする。</p> <p>(1) <u>正当な理由による会計方針の変更</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の 表示とその他の記載内容との重要な相違</u></p> <p><b>九 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報</b> (略)</p>	<p>が適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、 情報として追記するものとする。</p> <p>(1) <u>会計方針の変更</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><b>十 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報</b> (略)</p>
---	---